(2)　次の(i)から(iii)までに掲げるいずれかの方式により取り付けられており、これらの方式の内容が、当該(i)から(iii)までに定める要件を満たすものであること。

(i)　鈎から一メートル以内に鈎覆い装置を取り付ける方式　鈎覆い装置の重量が四十五グラムを超えること。

(ii)　鈎から三・五メートル以内に鈎覆い装置を取り付ける方式　鈎覆い装置の重量が六十グラムを超えることこと。

(iii)　鈎から四メートル以内に鈎覆い装置を取り付ける方式　鈎覆い装置の重量が九十八グラムを超えること。

(3)　漁具からの滅失を防止するのに必要な構造を有するものを使用すること。

第四　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する海域

1　南緯二十度以南、南緯二十五度以北の海域

一　（略）

二　前号に定める措置については、次のイからロまでに定める方法により講じなければならない。

（削る）

（削る）

（削る）

イ・ロ　（略）

2　南緯二十五度以南の海域

一　（略）

二　前号に掲げる措置については、それぞれ次のイからハまでに掲げる措置ごとに当該イからハまでに定める方法により講じなければならない。

イ　（略）

ロ　吹流し装置の使用　次に掲げる方法

(1)　（略）

第四　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する海域

1　南緯二十度以南、南緯二十五度以北の海域

一　（略）

二　前号に定める措置については、次のイからへまでに定める方法により講じなければならない。

イ　吹流しは、細く丈夫なもので、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とすること。この場合、海鳥類の順応を防ぐ運動性を確保するため十分に軽く、かつ、風によるよれを防ぐための重量であること。

ロ　おどしは、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とし、おどし効果のある運動性を確保するため、三叉サルカンを使用して取り付けること。

ハ　おどしの取付間隔は、七メートル以内とし、一組ずつ取り付けること。

ニ　吹流しは、竿先に取り付け、できるだけ高い位置に確保し、餌の付いた鈎が沈む水域上空を捕捉できるようにすること。

ホ・ヘ　（略）

2　南緯二十五度以南の海域

一　（略）

二　前号に掲げる措置については、それぞれ次のイからハまでに掲げる措置ごとに当該イからハまでに定める方法により講じなければならない。

イ　（略）

ロ　吹流し装置の使用　次に掲げる方法

(1)　（略）